

郵政民営化法案要綱

1 総則

(1) 目的

この法律は、民間にゆだねることが可能なものはできる限りこれにゆだねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、郵政民営化について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社（以下「公社」という。）の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

（第1条関係）

(2) 基本理念

郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。

（第2条関係）

(3) 国等の責務

国は基本理念にのっとり郵政民営化に関する施策を确实かつ円滑に実施する責務を有し、公社及び公社を承継する組織は基本理念にのっとり郵政民営化に関する施策が确实かつ円滑に実施されるよう必要な取組を行う責務を有する。

（第3条関係）

2 基本方針

郵政民営化に関する施策についての基本方針は、次のとおりとする。

公社の解散及び新会社の設立

公社は平成19年10月1日に解散し、その機能を引き継がせるため、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社を新たに設立するものとし、同日において、日本郵政株式会社の発行済株式の総数は政府が保有し、その他の会社の発行済株式の総数は日本郵政株式会社が保有するものとする。

公社の業務等の承継等

公社の解散の日以後、新たな郵便貯金及び簡易生命保険の取扱いを行わず、従前の郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び簡易生命保険の管理業務を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）に承継させるほか、公社の業務その他の機能並びに権利及び義務（以下「業務等」という。）を の新会社、機構に承継させるものとし、公社の職員の雇用は、新会社において確保するものとする。

新会社の株式

政府が保有する日本郵政株式会社の株式の発行済株式総数に占める割合は、3分の1を超えていない範囲内でできる限り早期に減ずるものとし、日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び

郵便保険会社の株式は、移行期間中に、その全部を処分するものとする。

新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保

の新会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加え、移行期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ緩和するものとする。

郵政民営化の推進及び監視に関する組織の設置

準備期間及び移行期間において、郵政民営化を推進し、その状況を監視するため、政府に、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会を設置するものとする。

(第4条-第9条関係)

3 郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会

(1) 郵政民営化推進本部

内閣に、郵政民営化推進本部(以下「本部」という。)を置き、所掌事務等に関し、次に掲げる事項その他の所要の規定を設けるものとする。

所掌事務等

本部は、次のイ～ハの事務をつかさどるほか、郵政民営化委員会が(2)イ、11(1)ハの意見を述べたときに、その内容を国会に報告しなければならない。

イ 郵政民営化の推進に関する総合調整に関すること

ロ 郵政民営化の推進のために必要な法律案等の立案に関すること

ハ 郵政民営化に関する施策で重要なものの企画に関する審議、その施策の実施の推進に関すること

組織

本部は、内閣総理大臣をもって充てられる郵政民営化推進本部長、内閣官房長官、郵政民営化担当大臣、金融担当大臣、総務大臣、財務大臣及び国土交通大臣をもって充てられる郵政民営化推進副本部長並びに他のすべての国務大臣をもって充てられる郵政民営化推進本部員をもって組織する。

(第10条-第17条関係)

(2) 郵政民営化委員会

本部に、郵政民営化委員会(以下「民営化委員会」という。)を置き、所掌事務等に関し、次に掲げる事項その他の所要の規定を設けるものとする。

所掌事務

イ 3年ごとに、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、本部長に意見を述べること

ロ 主務大臣から通知を受けた事項について、本部長を通じて関係各大臣に意見を述べること

ハ イ、ロのほか郵政民営化に関する事項について調査審議し、本部長に意見を述べること

ニ イ～ハのほかこの法律によりその権限に属させられた事項を処理すること

組織、委員

民営化委員会は、優れた識見を有する者のうちから、3年の任期で非常勤委員として内閣総理大臣が任命する委員5人をもって組織する。

事務局

民営化委員会の事務を処理するため、民営化委員会に事務局を置く。

その他

民営化委員会は国の行政機関等に対し必要な協力を求めることができる。

(第18条-第25条関係)

(3) 雑則

本部(民営化委員会を含む。)は平成29年9月30日まで置かれるものとする。

本部(民営化委員会を含む。)に係る事項については、主任の大臣は内閣総理大臣とする。

(第26条、第27条関係)

4 準備期間中の日本郵政公社の業務に関する特例等

準備期間中の公社の業務に関し、次に掲げる事項その他の所要の規定を設けるものとする。

公社は、総務大臣の認可を受けて、国際貨物運送に関する事業を主目的とする公社子会社の委託を受け当該事業に係る国内貨物運送等を行い、及び、国際貨物運送に関する事業を主目的とする会社に出資することができる。

総務大臣は、の認可申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

の業務等が行われる場合、公社は、公社が行う業務又は公社が出資する子会社の業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

(第28条-第35条関係)

5 日本郵政株式会社

(1) 設立等

日本郵政株式会社の設立等に関し、次に掲げる事項その他の所要の規定を設けるものとする。

総務大臣は設立委員を命じ、日本郵政株式会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

日本郵政株式会社の設立等の際して発行する株式の総数は、公社が引き受ける。

公社は郵政民営化法の公布の日から起算して6月以内で政令で定める日に出資に係る金銭の払込みを行い、日本郵政株式会社は、その時に成立する。

(第36条-第40条関係)

(2) 経営委員会

日本郵政株式会社に経営委員会を置き、その権限、組織等に関し、次に掲げる事項その他の所要の規定を設けるものとする。

経営委員会は、実施計画(11(1)の「実施計画」をいう。以下同じ。)の作成及び変更に関する事項、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の設立に関する事項等の決定を行う。

経営委員会は、代表取締役を含む、取締役である委員3人以上7人以内で組織する。

(第41条-第46条関係)

(3) 準備期間中の業務に関する特例等

日本郵政株式会社の準備期間中の業務に関し、日本郵政株式会社法に規定する業務のほか、実施計画の作成、郵便貯金銀行及び郵便保険会社が発行する株式の引受け及び保有並びにこれらの株式会社の株主としての権利の行使等の業務を行うものとする特例その他の所要の規定を設けるものとする。

(第47条-第51条関係)

(4) 承継に関する日本郵政株式会社法等の特例

日本郵政株式会社は、この法律の施行の時、業務を営むに当たって日本郵政株式会社法の認可を必要とするもので承継計画(11(2)の「承継計画」をいう。)において定められたものについて、同法の認可を受けたものとみなすほか、日本郵政株式会社の承継に関する特例について所要の規定を設けるものとする。

(第52条-第59条関係)

(5) 移行期間中の業務に関する特例等

移行期間中の日本郵政株式会社の業務に関し、次に掲げる特例その他の所要の規定を設けるものとする。

日本郵政株式会社は、移行期間中に、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を段階的に処分しなければならない。

郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分するまでの間における当該株式の保有及び株主としての権利の行使を行う。

日本郵政株式会社が郵便貯金銀行を子会社とする銀行持株会社又は郵便保険会社を子会社とする保険持株会社である場合には、銀行法の銀行持株会社の業務範囲に関する規定又は保険業法の保険持株会社の業務範囲についての規定を適用しないほか、銀行法、保険業法の規定について所要の特例を設ける。

(第60条-第69条関係)

6 郵便事業株式会社

(1) 設立等

郵便事業株式会社の設立に関し、次に掲げる事項その他の所要の規定を設けるものとする。

日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社の設立の発起人となる。

郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式の総数は公社が引き受け、公社は、承継計画において定めるところに従いこの法律の施行の時に出資に係る給付を行い、郵便事業株式会社はその時に成立する。

(第70条-第72条関係)

(2) 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例

郵便事業株式会社は、その成立の時、業務を営むに当たって郵便事業株式会社法の認可を必要とするもので承継計画において定められたものについて、同法の認可を受けたものとみなすほか、設立に関する郵便事業株式会社法等の特例について所要の規定を設けるものとする。

(第73条、第74条関係)

(3) 移行期間中の業務に関する特例等

移行期間中の郵便事業株式会社の業務について、郵便事業株式会社法の認可を必要とする業務を営むに当たっては、郵便事業株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることにかんがみ、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない責務を定めるほか、所要の規定を設けるものとする。

(第75条-第78条関係)

7 郵便局株式会社

(1) 設立等

郵便局株式会社の設立に関し、次に掲げる事項その他の所要の規定を設けるものとする。

日本郵政株式会社は、郵便局株式会社の設立の発起人となる。

郵便局株式会社の設立に際して発行する株式の総数は公社が引き受け、公社は、承継計画において定めるところに従いこの法律の施行の時に出資に係る給付を行い、郵便局株式会社はその時に成立する。

(第79条-第81条関係)

(2) 設立に関する郵便局株式会社法等の特例

郵便局株式会社は、その成立の時、業務を営むに当たって郵便局株式会社法の届出を必要とするもので承継計画において定められたものについて、同法の届出をしたものとみなすほか、設立に関する郵便局株式会社法等の特例について所要の規定を設けるものとする。

(第 82 条-第 89 条関係)

(3) 移行期間中の業務に関する特例等

移行期間中の郵便局株式会社の業務について、郵便局株式会社法の届出を必要とする業務を営むに当たっては、郵便局株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることにかんがみ、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない責務を定めるほか、所要の規定を設けるものとする。

(第 90 条-第 93 条関係)

8 郵便貯金銀行

(1) 郵便貯金銀行の設立等

郵便貯金銀行の定義等について所要の規定を設けるものとする。

郵便貯金銀行の設立等に関し、次のような所要の規定を設けるものとする。

イ 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行の設立の発起人となる。

ロ 郵便貯金銀行の設立等に際して発行する株式の総数は、日本郵政株式会社が引き受ける。

(第 94 条-第 97 条関係)

(2) 承継に関する銀行法等の特例等

郵便貯金銀行に対する銀行業の免許の付与

郵便貯金銀行は、この法律の施行の時、銀行法の銀行業の免許を受けたものとみなす。当該免許には、(3)の特例規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる代理店が継続的に設置されていること等の条件が、銀行法の規定により付されたものとみなす。

郵便貯金銀行に対するその他の特例

郵便貯金銀行の証券業務についての証券取引法の登録、銀行法の代理店等の届出、初年度の預金保険法の預金保険料等について所要の特例規定を設けるものとする。

(第 98 条-第 102 条関係)

(3) 移行期間中の銀行法等の特例等

郵便貯金銀行については、次に掲げる日のいずれか早い日以後は、(3)の特例規定(を除く。)を適用しないものとする。

イ 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の全部を処分した日

ロ の決定があった日

内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便貯金銀行について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、(3)の特例規定(を除く。)を適用しなくても、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならないものとする。

イ 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

ロ 郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社(郵便貯金銀行を除く。)と郵便貯金銀行との関係
郵便貯金銀行の定款には、少なくとも株主総会における議決権の行使に関する事項を定めな

なければならないものとする。

移行期間中の郵便貯金銀行の業務等について、次に掲げる銀行法等の特例その他の所要の規定を設けるものとする。

イ 預入限度額（郵便貯金銀行が1の預金者等から受入れをすることができる預金等の額）を設けること

ロ 郵便貯金銀行が一定の業務を行おうとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないこと

ハ 郵便貯金銀行が子会社対象金融機関等を子会社としようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないこと

ニ イ、ロに関する政令を制定するとき、ロ、ハの認可をするときには、民営化委員会の意見を聴かなければならないこと

郵便貯金銀行が承継時の契約に基づき機構から受け入れる預金は預金保険の対象外とし、郵便貯金銀行は日本郵政株式会社に対し、預金保険料相当額の金銭を交付しなければならないものとする。

（第103条-第125条、第176条関係）

9 郵便保険会社

（1）郵便保険会社の設立等

郵便保険会社の定義等について所要の規定を設けるものとする。

郵便保険会社の設立等に関し、次のような所要の規定を設けるものとする。

イ 日本郵政株式会社は、郵便保険会社の設立の発起人となる。

ロ 郵便保険会社の設立等の際して発行する株式の総数は、日本郵政株式会社が引き受ける。

（第126条-第129条関係）

（2）承継に関する保険業法等の特例

郵便保険会社に対する生命保険業免許の付与

郵便保険会社は、この法律の施行の時、保険業法の生命保険業免許を受けたものとみなす。当該免許には、(3)の特例規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる生命保険募集人への継続的な業務の委託がされている旨の条件が、保険業法の規定により付されたものとみなす。

郵便保険会社に対するその他の特例

郵便保険会社の保険業法の生命保険募集人の登録、事務所の設置等の届出について所要の特例規定を設けるものとする。

（第130条-第132条関係）

（3）移行期間中の保険業法等の特例等

郵便保険会社については、次に掲げる日のいずれか早い日以後は、(3)の特例規定（を除く。）を適用しないものとする。

イ 日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の全部を処分した日

ロ の決定があった日

内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便保険会社について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、(3)の特例規定（を除く。）を適用しなくても、他の生命保険会社との間の適正な競争関係及び役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならないものとする。

イ 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情

ロ 郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便保険会社を除く。）と郵便保険会社との関係
郵便保険会社の定款には、少なくとも株主総会における議決権の行使に関する事項を定めなければならないものとする。

移行期間中の郵便保険会社の業務について、次に掲げる事項等に関する保険業法等の特例について所要の規定を設けるものとする。

イ 保険金額等の限度額（郵便保険会社が被保険者 1 人につき保険の引受けをすることができる額）を設けること

ロ 郵便保険会社が政令で定める保険の種類以外の保険の引受けを行おうとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないこと

ハ 郵便保険会社が子会社対象会社を子会社としようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないこと

ニ イ、ロに関する政令を制定するとき、ロ、ハの認可をするときには民営化委員会の意見を聴かななければならないこと

（第 133 条-第 153 条関係）

10 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

（１）設立等

機構は、この法律の施行の時に成立するものとするほか、設立に関し所要の規定を設けるものとする。

（第 154 条関係）

（２）設立に関する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の特例

機構は、この法律の施行の時、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託に関する契約並びに再保険の契約について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の認可を受けたものとみなすほか、所要の特例規定を設けるものとする。

（第 155 条、第 156 条関係）

（３）移行期間中の業務に関する特例等

移行期間中の機構の業務について、保険金額等の限度額、郵便貯金銀行及び郵便保険会社への情報の提供等の特例のほか、所要の規定を設けるものとする。

（第 157 条-第 160 条関係）

11 郵政民営化に伴う業務等の承継等

（１）日本郵政公社の業務等の承継

公社の業務等の承継に関し、次に掲げる事項について所要の規定を設けるものとする。

基本計画

イ 内閣総理大臣及び総務大臣は、公社の業務等の日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社又は機構（以下「承継会社等」という。）への適正かつ円滑な承継を図るため、本部の決定を経て、公社の業務等の承継に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

ロ 基本計画は、承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲等を定めるものとし、その内容は、この法律の施行の時、機構が、郵便貯金資産の運用のための預金に係る

契約を郵便貯金銀行と締結していること、再保険の契約を郵便保険会社と締結していること等の要件を満たすものでなければならない。

実施計画

イ 内閣総理大臣及び総務大臣は、基本計画を定めたときは、公社の業務等の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を作成すべきことを日本郵政株式会社に指示しなければならない。

ロ 日本郵政株式会社は、イの指示を受け、内閣総理大臣及び総務大臣が定める期間内に基本計画に従い実施計画を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない（実施計画の変更をしようとする時も同様とする）。

ハ 内閣総理大臣及び総務大臣は、ロの認可をしようとするときは、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

公社の協力等

イ 公社は、日本郵政株式会社が実施計画を作成し、又は変更し、認可を受けようとするときは、これに協力しなければならない。

ロ 承継会社等が公社から承継する資産及び負債の価額は、評価委員が評価した価額とする。

（第 161 条-第 165 条関係）

（ 2 ）業務等の承継等

公社の解散及び業務等の承継

公社は、この法律の施行の時解散するものとし、承継会社等は、その時において、認可を受けた実施計画（変更の認可があったときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。）において定めるところに従い、承継計画において定められた業務等を公社から承継するものとする。

職員の引継ぎ

公社の解散の際現に公社の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の時、承継計画において定めるところに従い、日本郵政株式会社等の各会社のいずれかの職員となるものとする。

その他

国家公務員法及び国家公務員退職手当法の適用に関する特例、日本郵政株式会社等の各会社の職員となる者に対する所属会社の通知、労働条件の明示のほか、所要の規定を設けるものとする。

（第 166 条-第 175 条関係）

12 課税の特例

公社から承継会社等への円滑な移行・承継等のために、税制について所要の特例を設ける。

（第 177 条-第 181 条関係）

13 雑則

主務大臣は、日本郵政株式会社等の設立等に関する規定を施行するため特に必要があると認めるときは、公社又は日本郵政株式会社に対し、その必要の限度において命令をすることができることとするほか、所要の規定を設けるものとする。

（第 182 条-第 189 条関係）

14 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

（第 190 条-第 197 条関係）

15 附則

(1) 施行期日

この法律は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の ~ の規定は、それぞれの日から施行する。

総則、基本方針、承継会社等の設立、日本郵政株式会社の準備期間中の業務に関する特例、経営委員会等に関する規定は、公布の日

本部に関する規定は、公布の日から起算して 3 月以内で政令で定める日

民営化委員会、準備期間中の公社の業務の特例に関する規定は、平成 18 年 4 月 1 日

(附則第 1 条関係)

(2) 失効

準備期間中の日本郵政株式会社の業務に関する特例規定については、平成 19 年 9 月 30 日に、郵便貯金銀行、郵便保険会社等の移行期間中の業務に関する特例規定については、平成 29 年 9 月 30 日限り、その効力を失う。

(附則第 2 条関係)

(3) 施行の延期

郵政民営化のための情報システムの開発が大幅に遅延するおそれがあり、そのために郵政民営化の円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがある場合には、法律の施行日を平成 20 年 4 月 1 日とすることができる所要の規定を設けるものとする。

(附則第 3 条-第 5 条関係)

(4) その他

経過措置等について所要の規定を設ける。

(附則第 6 条-第 12 条関係)